

【1】住民税均等割のみ課税世帯給付金のご案内（10万円/1世帯）

- この給付金は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
（住民税均等割のみ課税世帯とは、住民税非課税世帯と所得割課税世帯を除く世帯です。）
- 住民税非課税世帯給付金（7万円）と重複して受給することはできません。
- 給付金を受け取るためには、**下記の手続きが必要**です。

住民税非課税世帯等に対する
こども加算金【2】

住民税非課税世帯
給付金
既に給付済み

住民税均等割のみ課税世帯
給付金【1】

※世帯全員が別世帯の住民税課税者から扶養されている世帯は対象外です。

給付金額

1世帯あたり **10万円**

給付時期

丹波市は令和6年3月下旬から順次給付中

給付対象と申請の有無

世帯全員の令和5年度の住民税が「**均等割のみ課税**」の世帯
または
「**均等割のみ課税者と非課税者**」のみで構成される世帯

令和5年中に転入者が
いない世帯

対象世帯には**確認書**が届きます

確認書の返送が必要です

期限：令和6年8月31日（土）
（※消印有効）

左記以外の世帯

申請が必要です

詳しくは下記までお問合せください
期限：令和6年8月31日（土）
（※消印有効）



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください！

自宅や職場などに兵庫県・丹波市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



お問い合わせ

丹波市役所 健康福祉部 社会福祉課

住民税均等割のみ課税世帯給付金・住民税非課税世帯等給付金（こども加算）担当



0795-86-7031 受付時間 8:30~17:15（土日、祝日を除く）

【2】住民税非課税世帯等に対する こども加算金のご案内（5万円/児童1人）

- ・住民税非課税世帯等に対するこども加算金は、住民税非課税世帯給付金（7万円）や住民税均等割のみ課税世帯給付金の対象世帯のうち、**18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童を扶養する世帯**に加算して給付するものです。
- ・こども加算金を受け取るためには、**下記の手続きが必要**です。

住民税非課税世帯等に対する
こども加算金【2】

住民税非課税世帯
給付金
既に給付済み

住民税均等割
のみ課税世帯
給付金【1】

給付金額

児童1人あたり **5万円**

給付時期

丹波市は令和6年3月下旬から順次給付中

給付対象となる世帯と申請の有無

住民税非課税世帯給付金（7万円）の給付対象となる世帯で、**18歳以下の児童を扶養している世帯**

世帯全員の令和5年度の住民税が「均等割のみ課税」の世帯または「均等割のみ課税者と非課税者」のみで構成される世帯で、**18歳以下の児童を扶養している世帯**

令和5年12月2日以降に出生した児童がいる世帯または同一世帯外で扶養している児童がいる世帯

対象世帯には**支給通知書**が届きます

内容に間違いがなければ返送の必要はありません

申請が必要です

詳しくは下記までお問合せください
期限：令和6年8月31日（土）
（※消印有効）

対象世帯には**確認書**が届きます

確認書の返送が必要です
期限：令和6年8月31日（土）
（※消印有効）



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください！

自宅や職場などに兵庫県・丹波市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



お問い合わせ

丹波市役所 健康福祉部 社会福祉課

住民税均等割のみ課税世帯給付金・住民税非課税世帯等給付金（こども加算）担当



0795-86-7031 受付時間 8:30~17:15（土日、祝日を除く）